

建設リサイクル法の施行状況における業界団体ヒアリング、自治体アンケート及び委員意見

項目	着目する観点	業界団体ヒアリング	自治体アンケート	委員意見(10/15、11/6、1/9の委員会発言)
<b>I) 建設リサイクルの促進</b>				
(1) 分別解体	① 対象建設工事の規模基準について	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物解体工事の規模基準を引き下げることがある【日建連】【全産廃連】【全解工連】【自治体】</li> <li>撤廃【日建連】【全産連】【自治体】</li> <li>10m<sup>2</sup>以上【全解工連】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>【建築物解体】</b></li> <li>意見無し(96%)・引き下げるべき(3%)</li> <li>変更不要(0.7%)・引き下げた(0.4%)</li> <li>引き上げるべき(0.4%)・その他(0.5%)</li> <li><b>【建築物新築・増築】</b></li> <li>意見無し(97%)・引き上げるべき(2%)</li> <li>変更不要(0.7%)・引き下げるべき(0.4%)</li> <li>その他(0.2%)</li> <li><b>【建築物修繕・模様替】</b></li> <li>意見無し(96%)・引き下げるべき(3%)</li> <li>変更不要(0.4%)・その他(0.4%)</li> <li><b>【その他工作物】</b></li> <li>意見無し(95%)・引き上げるべき(2%)</li> <li>基準を細分化すべき(0.7%)</li> <li>変更不要(0.5%)・その他(1.8%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象規模以下の工事で不適正処理が行われているのではないかと考えており、基準を引き下げるべき。【米谷委員】</li> <li>個人住宅の規模が小さくなってきているので規模を引き下げる方向で考える方がよい。【崎田委員】</li> <li>修繕の基準は金額が大きすぎるので適正に直して欲しい。【崎田委員】</li> <li>規模は全て引き下げまたは撤廃すべき→50m<sup>2</sup>、300m<sup>2</sup>、5000万円【高戸委員】</li> <li>規模引き下げは基本的には賛成だが、少量の廃棄物を効率的に収集・運搬する仕組みを作らないと、非常に無駄なCO<sub>2</sub>が発生することになる。【佐藤委員】</li> <li>不法投棄と規模の関係について明確な証拠はない。大きな規模の建設現場からでも不法投棄は発生している。【村上委員】</li> <li>規模の引き下げには反対。届出の充実など制度監視の仕組みを検討すべきで、規模引き下げはもう少し先でいいのではないか。【平田委員】</li> <li>小規模工事が不適正処理の大きな原因であれば規模を引き下げないといけませんが、現実的に把握できない。行政事務量が減ることになるので、総合的に、バランス良く考えないといけない。【森委員】</li> <li>規模を下げたときにどのような問題が発生するのか、自治体の立場から分析すべき。【南部委員】</li> <li>建築物の修繕・模様替の場合のカバー率を把握して頂きたい。【米谷委員】</li> <li>最終的にどのような手順で判断されるのか。多数決か、意見を聞き置いて事務局で判断するのか。【出野委員】</li> </ul>
	② 分別解体等に係る施工方法に関する基準について		<ul style="list-style-type: none"> <li>意見無し(97%)</li> <li>機械解体も認めるべき(2%)</li> <li>構造ごとに解体方法を策定すべき(0.7%)</li> <li>分別の目安を示すべき(0.5%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>石綿の撤去基準を施工方法に追記すべき。【村上委員】</li> </ul>
	③ 特定建設資材の再資源化に支障を来す建設副産物の扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害物質の分別の徹底【日建連】</li> <li>解体工事における有害物質の事前調査結果の記載欄を法10条の届出様式に設ける【日建連】【自治体】</li> <li>法第10条の分別解体等体計画等を法第11条の通知にも添付させる【自治体】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見無し(100%)</li> <li>石膏ボードを特定建設資材に追加すべき(0.2%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>石膏ボードと有害物質を同一視すべきでない。【村上委員】</li> <li>石膏ボードと有害物質を同一視すべきでない。【平田委員】</li> <li>石膏ボードは解体時に水をかけると再資源化できない→排出事業者が責任持たせてきちんと解体させるべき。【横田委員】</li> <li>付着物・残存物品については写真を添付させるなど、事前調査の徹底を図るべき。【高木委員(代理:瀬川氏)】</li> <li>付近住民への説明の同意書を提出させることも必要ではないか。【高木委員(代理:瀬川氏)】</li> <li>特定建設資材以外で分別に留意すべきもの(アスベスト、PCB、フロン等)も含めた形で分別基準を定められれば実効性が上がる。法律の構成上難しいならば、届出書の事前調査項目に書き込むような書式にすればよい。【米谷委員】</li> <li>アスベストは付着の有無の判断が曖昧なので、判断基準、事前調査のレベル等の情報の充実とセットで整備する必要あり。【清家委員】</li> <li>有害物質の取扱については、作業者の健康保護、周辺的生活環境保護、分別の適正処理のシステム構築が必要。建設リサイクル促進というポイントだけに落とし込まず、他法令も含めた横断的事項として整理すべき。【酒井委員】</li> <li>CCAは再資源化困難な木くずの事例に含めるべき。【平田委員】</li> </ul>
	④ 対象建設工事の事前届出・通知について	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場の届出済表示義務の新設(届出済シールの表示)【全解工連】【全産連】</li> <li>現場での延面積等の表示義務づけ【全解工連】【全産連】</li> <li>建築確認申請時における法10条届出の有無の確認が必要【住団連】</li> <li>行政庁により異なる届出様式、添付書類等の統一的な運用、必要な事項を含む届出様式の見直しが必要【住団連】</li> <li>届出書記載事項への再資源化施設名称等の追加【全産連】【自治体】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見無し(91%)</li> <li>通知は必要無い(6%)</li> <li>通知の期限を定めるべき(1.4%)</li> <li>届出期限は直前でもよい(1.2%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前届出・通知においてより詳細な届出内容・調査が必要。【村上委員】</li> <li>届出書に再資源化施設名を別紙で添付すべき。【高戸委員】</li> <li>事前届出に13条の契約書面内容を記載すべき。【森委員】</li> <li>現在の届出のどこが不都合なのか。届出を複雑にすれば、発注者の負担になり届出されなくなることも含めて検討すべき。【南部委員】</li> <li>事前届出は、仮設を除いて直前までOKとすべき。【高戸委員】</li> <li>解体時までの設計図書の保存義務を追記して頂きたい。【三本委員】</li> <li>建設リサイクルに対する市民の関心が薄いのではないかと。住民意識の高い自治体では敏感になってそれなりの対応をしている。【高木委員(代理:瀬川氏)】</li> <li>届出先の建築部局と環境部局で、必ずしも連携が取れていない。【高木委員(代理:瀬川氏)】</li> </ul>
	⑤ 解体工事の登録制度について	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体工事の法制的な整備(解体業法の新設、建設業法の改正、解体工事の許可制(登録制))【全解工連】</li> <li>解体工事施工管理に係る資格制度の整備【全解工連】【自治体】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見無し(97%)</li> <li>他法令違反の欠格要件が必要(2%)</li> <li>実務経験の裏付けが必要(0.5)</li> <li>更新時は実務経験書類は不要(0.5%)</li> <li>その他(0.7%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体工事の現状把握が必要である。(市場規模、建設業許可業者との関係等)【出野委員】</li> <li>建築と解体で分けた議論、仕組みづくりをお願いしたい。【出野委員】</li> <li>解体工事登録に欠格要件がないのは問題(廃掃法許可を取り消しても、自ら処理なら業務可能)。【森委員】</li> </ul>
	⑥ 分別解体等における工事内容及び費用の明確化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者に対する罰則の強化【住団連】</li> <li>適正な費用負担のための新たな制度創設【自治体】</li> <li>適正な費用負担のための指定法人への費用供託【自治体】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見無し(99%)</li> <li>再生資源利用促進計画書を提出させる(0.2%)</li> <li>品目ごとに処理単価を記載すべき(0.2%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用負担に対する発注者の意識改革が必要であり、契約書の「見える化」が重要。【崎田委員】</li> <li>最終的にお金を払う発注者の責任が問題となってくる。【横田委員】</li> <li>積算根拠が明確になるような見積書を提出して、工事内容を明確化すべき。【村上委員】</li> <li>下請の告知も書面で伝えるべき。【高戸委員】</li> <li>元請・下請間の契約書の記載事項として再資源化等施設名、費用などは下請が関与する余地がなく、意味がない。ある自治体には廃棄物処理法違反だと指導されたことがある。【米谷委員】</li> </ul>

項目	着目する論点	業界団体ヒアリング	自治体アンケート	委員意見
(2)再資源化	①特定建設資材の指定品目及び再資源化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定建設資材の追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃石膏ボード【全産連】</li> <li>・廃プラ、建設汚泥、蛍光管、二次電池【自治体】</li> </ul> </li> <li>特定建設資材廃棄物以外の廃棄物の分別及び再資源化のため、Co.As,木材以外の分別の徹底を明確にすべき【自治体】</li> <li>・廃棄物の流れの電子情報による一元的な管理【自治体】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見無し(98%)</li> <li>・木くずは原則再資源化とすべき(0.4%)</li> <li>・特定建設資材以外も再資源化等を義務づける(0.4%)</li> <li>・瓦を特定建設資材に追加すべき(0.4%)</li> <li>・石膏ボードを特定建設資材に追加すべき(0.2%)</li> <li>・その他(1%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業特有の土砂や汚泥は、建設リサイクル法独自の問題として総合的に取り組むことが必要である。【佐藤委員】</li> <li>・量については、構成部材ごとではリサイクルの取り組みがあり、また一般廃棄物にもなりうることから、微妙な商材であり対策がとりづらい部分がある。【平田委員】</li> <li>・特定建設資材に石膏ボードを追加すべき。ただし、リサイクル率の高い新築系のみを追加とし、解体系は次回とすればどうか。【高戸委員】</li> <li>・石膏ボードについては、リサイクルの受け皿、技術開発の問題を踏まえて検討すべき。【森委員】</li> <li>・追加された品目がリサイクルにどう使われるかというところまで考えるべき。【南部委員】</li> <li>・再資源化コストの高いものを特定建設資材にしても、個人が支出できないので、もっときちんと情報を収集してご判断頂きたい。【清家委員】</li> <li>・建設汚泥について、残土も併せて再資源化を義務づけできないか。また、汚染の話も含めて法に入れ込むことは可能か。残土処分と宅地造成は紙一重であり、何をもちて再資源化と考えるか、整理が必要。【米谷委員】</li> <li>・建設リサイクルと建設リサイクル法の対象範囲はしっかり分けるべきである。発生土は廃棄物ではないので、建設リサイクル法の枠外ではないか。【嘉門委員】</li> <li>・残土と称した不適正処理も多々あり、残土について問題がないとは言えない。【村上委員】</li> <li>・コンクリートには鉄筋が多く含まれているので、特定建設資材廃棄物に、コンクリート及び鉄から成る建設資材を追加すべき。【高木委員(代理:瀬川氏)】</li> <li>・塩化ビニル管・継手は資源有効利用促進法の指定品目であり、建り法との整合性はどうか。【森委員】</li> <li>・P32:新築と解体で分けて記述したほうが今後の議論がしやすい。【平田委員】</li> <li>・P36:委託処理から広域認定へのための矢印が必要。マニフェストは一次・二次に分けて書いて欲しい。【平田委員】</li> </ul>
	②再資源化等完了後の報告について	<ul style="list-style-type: none"> <li>再資源化完了の行政庁への報告義務の新設【日建連】【全解工連】【全産連】</li> <li>再資源化完了報告の保存期間の明示【日建連】【全解工連】【全産連】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見無し(90%)</li> <li>・再資源化方法、再資源化量等も記載すべき(5.9%)</li> <li>・都道府県環境部局にも報告すべき(3.3%)</li> <li>・その他(0.4%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再資源化の確認、申告をを発注者に委ねるのはかなり難しいので、不適正な場合は受注者に申告を義務付けるべき。【杉山委員】</li> <li>・完了報告は、元請から行政へ提出するようにすべき。電子マニフェストの普及には時間がかかるが、事業者への大きなプレッシャーとなる。【大塚直委員】</li> <li>・京都市では細則で完了報告を求めており、全国でもやるべきではないか。【高木委員(代理:瀬川氏)】</li> <li>・申告1件のみというのは制度がうまく回っていないので、情報が行政に行くように、廃棄物適正処理の情報システムづくりの中で検討すべき。【崎田委員】</li> <li>・P36:不法投棄にならないようなマニフェストの仕組みを検討すべき。【南部委員】</li> <li>・廃棄物の所在がリアルタイムに把握するシステムができれば、問題は解決できる。【野城委員】</li> <li>・電子マニフェストのユーザーインターフェースは不親切であり、携帯端末や二次元バーコードを活用すべき。【野城委員】</li> <li>・アクセスコントロールされた電子マニフェストの共通データベースを、再資源化業者がそれぞれの目的で利用できるようにすることも論点に含めて欲しい。【野城委員】</li> <li>・物流の情報管理に関して、関係者の連携や役割分担を整理すべき。【古市委員】</li> <li>・情報管理については携帯電話の活用などインターフェース改善が進んでおり、法律は遅れている。【後藤委員】</li> <li>・再資源化の促進、適正処理の推進、両方の目的で、物流の透明化・効率化が重要。【佐藤委員】</li> <li>・小規模な収集運搬業者は電子マニフェストに対応できないので、大手が代表して情報管理を行うべき(再委託をしたからといって、不透明になるとはいえない)。【佐藤委員】</li> <li>・(佐藤委員発言に対し)まずは排出事業者が責任を全うすべき。収集運搬業者では情報管理はできない。誰でもできる電子化システムでないといけない。【村上委員】</li> <li>・現場の解体だけでなく、中間処理における分別、再資源化も促進されるような手順が必要(排出事業者の同意を必要とすべきではない)。【佐藤委員】</li> <li>・届出済シールは義務化してほしい。【高戸委員】</li> </ul>
(3)縮減	①木材の縮減の扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>縮減規定を削除すべき【自治体】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見無し(99%)</li> <li>・木くずは原則再資源化等すべき(0.4%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の木材縮減規定は、施設がなければやむを得ないという一定の認識をもって良いと思うが、将来的には縮減(単純焼却)はなくしていくことを考えながら、施設要件を定めるべき。【酒井委員】</li> <li>・単純焼却はすべきではない。【崎田委員】</li> <li>・木くずの野焼きが多いので、縮減は特別な理由がない限り認めず、縮減する場合はその理由を明記する必要があるのではないか。【高木委員(代理:瀬川氏)】</li> <li>・木材の再資源化施設が近くにあっても、木材チップの需要があまりない地域では受け入れてもらえないケースがある。【米谷委員】</li> <li>・木材の縮減はLCAの観点から再検討すべき(CO2以外の環境負荷との比較)。【大塚直委員】</li> </ul>



項目	着目する論点	業界団体ヒアリング	自治体アンケート	委員意見
<b>II) 建設廃棄物適正処理の徹底</b>				
(1) 適正処理	① 不適正処理が発生するメカニズムについて	・自社処理と称した不適正処理の状況を改善する必要がある【住団連】【全解工連】	(該当無し)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設系の大規模な不法投棄は、中間処理後に行われているというケースが多分にあると認識している。【米谷委員】</li> <li>・不法投棄における排出事業者の定義は不明確である。【村上委員】</li> <li>・中小業者による木造建築物解体工事に関する不法投棄と、大量の汚泥やCo塊が排出される大規模工事に関する不法投棄では、形態が異なる。【織委員】</li> <li>・中間処理施設の能力を超えた量が排出された場合、超過分が処理されずに不法投棄になっていることは問題である。【織委員】</li> <li>・不法投棄件数を見ると、排出事業者が不法投棄や不適正事例に多数関係している。【崎田委員】</li> <li>・不法投棄における排出事業者がどれだというのは非常に不明確である。【村上委員】</li> <li>・不法投棄の第一の原因は、金銭を目的とする悪意の確信犯がやっている。【村上委員】</li> <li>・自治体の環境部局には警察権がなく、迅速な対応がとれないため、大規模事案が発生する。【嘉門委員長】</li> </ul>
	② 不適正処理の防止策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物全排出量の届出義務化【全産連】</li> <li>・廃棄物の流れの電子情報による一元的な管理【自治体】(再掲)</li> <li>・指定法人による不適正処理の管理【自治体】</li> </ul>	(該当無し)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期保管は、摘発の行い方によっては条例で不法投棄として取り締まることが可能である。【佐藤委員】</li> <li>・不法投棄は、廃掃法におけるマニフェストの強化や契約書の強化等で相当程度減少していると認識している。【佐藤委員】</li> <li>・不法投棄・不適正処理については情報管理、情報のやりとりが必要である。【森委員】</li> <li>・不適正処理については、廃掃法の罰則強化や車両表示の義務化、書類携行の義務化等による摘発によって減少していると認識している。【平田委員】</li> <li>・建り法の届出とマニフェストの情報を照合すれば具体的な状況把握が可能であると認識している。【崎田委員】</li> <li>・マニフェスト(電子を含む)を使用しても、必ずしも不法投棄を抑制できるとは限らない。【村上委員】</li> <li>・悪意の第三者に対しては、取り締まりが一番効果的であり、より厳しい取り締まりが必要である。【村上委員】</li> <li>・不法投棄対策では、罰則強化、監視の強化、取り締まりが重要である。【嘉門委員長】</li> <li>・もう少し踏み込んだ不法投棄対策によって、大規模事案をゼロにできる可能性がある。【嘉門委員長】</li> <li>・不法投棄は、廃掃法など別の法律で規制強化を行って取り締まるべきである。【平田委員】</li> </ul>
	③ 行政における情報共有等の連携強化について	・届出等が情報共有できる法体系の構築【自治体】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見無し(99%)</li> <li>・関係部局との情報連携強化が必要(0.6%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[再掲]長期保管は、摘発の行い方によっては条例で不法投棄として取り締まることが可能である。【佐藤委員】</li> <li>・[再掲]不法投棄・不適正処理については情報管理、情報のやりとりが必要である。【森委員】</li> <li>・[再掲]悪意の第三者に対しては、取り締まりが一番効果的であり、より厳しい取り締まりが必要である。【村上委員】</li> <li>・[再掲]不法投棄対策では、罰則強化、監視の強化、取り締まりが重要である。【嘉門委員長】</li> <li>・[再掲]自治体の環境部局には警察権がなく、迅速な対応がとれない(ため、大規模事案が発生する)。【嘉門委員長】</li> <li>・[再掲]不法投棄は、廃掃法など別の法律で規制強化を行って取り締まるべきである。【平田委員】</li> </ul>
(2) 取り締まり	① パトロール等の実効性向上について	・パトロール方法の見直し、取り締まり強化(届出現場でなく、飛び込みによる立入の実施)【日建連】【全産連】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見無し(99%)</li> <li>・工事中止命令が出せるようにすべき(0.6%)</li> <li>・パトロールの適正範囲を明確にすべき(0.2%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[再掲]長期保管は、摘発の行い方によっては条例で不法投棄として取り締まることが可能である。【佐藤委員】</li> <li>・[再掲]不法投棄・不適正処理については情報管理、情報のやりとりが必要である。【森委員】</li> <li>・[再掲]悪意の第三者に対しては、取り締まりが一番効果的であり、より厳しい取り締まりが必要である。【村上委員】</li> <li>・[再掲]不法投棄対策では、罰則強化、監視の強化、取り締まりが重要である。【嘉門委員長】</li> <li>・[再掲]自治体の環境部局には警察権がなく、迅速な対応がとれない(ため、大規模事案が発生する)。【嘉門委員長】</li> <li>・[再掲]不法投棄は、廃掃法など別の法律で規制強化を行って取り締まるべきである。【平田委員】</li> </ul>
	② 状況把握の強化について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場の届出済表示義務の新設(届出済シールの表示)【再掲】【全解工連】【全産連】</li> <li>・現場での延面積等の表示義務づけ(再掲)【全解工連】【全産連】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見無し(99%)</li> <li>・関係部局との情報連携強化(0.6%)</li> <li>・パトロールの適正範囲を明確にすべき(0.2%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[再掲]建り法の届出とマニフェストの情報を照合すれば具体的な状況把握が可能であると認識している。【崎田委員】</li> </ul>
<b>III) 横断的取組</b>				
(1) 関係者の連携強化	① 分別解体、再資源化に係る情報提供について	・再資源化事業者に係る情報の発信【自治体】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見無し(98%)</li> <li>・解体業者の技術向上のため講習会等が必要(1.8%)</li> <li>・再資源化施設の認定等をすべき(0.4%)</li> </ul>	
(2) 理解と参画の推進	① 建設リサイクル法の周知・啓発の充実について		<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見無し(99%)</li> <li>・広報を充実して欲しい(0.8%)</li> <li>・業団体への啓発が必要(0.2%)</li> </ul>	
(参考)				
	・発生抑制		(該当無し)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造物の保全策というものを考えて、長寿命化を行う工夫が必要である。【横田委員】</li> <li>・住宅に関しては、200年住宅を目指している。【村上委員】</li> <li>・発生抑制を建り法で促進するべきである。(建築の素材・建て方の長寿命化、リサイクルしやすい部材)【横田委員】</li> <li>・現時点では、建り法による発生抑制の効果がないので、効果が出るようにすることが必要である。【崎田委員】</li> </ul>
	・再使用・再生資材の利用	・再生品の規格化、再資源化事業者の技術能力の担保等の情報発信【自治体】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見無し(99%)</li> <li>・再生品等の規格を設けるべき(0.4%)</li> <li>・公共工事で率先利用すべき(0.2%)</li> <li>・リユースを義務づけるべき(0.2%)・その他(0.4%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資材メーカーやハウスメーカーは、リユースやリサイクルの容易な建材について取り組む必要がある。【大塚(直)委員】</li> </ul>